

《建築主、代理者、設計者、工事監理者、工事施工者の皆様へ》

## 工事着手前に近隣挨拶・工事説明をしましょう！

近年、近隣挨拶・工事説明も無く、建築工事を進めることについて、多くの苦情を頂戴しています。

どんな工事であっても、当該建築工事に係る紛争の予防を図るとともに、良好な近隣関係の保持及び地域における健全な居住環境の保全の為、近隣挨拶・工事説明をしてから建築工事に着手するようお願い申し上げます。

特に、3階建て以上の中高層建築物については、ご配慮願います。

## 小規模な物置、カーポート等の増築について

小規模な物置、カーポートの増築をする場合、建築確認申請が必要な場合があります。

近年、無確認で建築された建築物が、今後の増築計画等に大きく影響を及ぼす事例が増加しています。

具体的には、建築基準法第12条第5項により、違反建築物について、報告の提出を求める事例が増加しています。

無確認で建築された建築物については、建築基準法等の法令に適合しているかどうか確認ができない為、その建築物の適法性を証明する事できません。

適法性を証明するためには、確認申請を工事着手前に提出し、完了検査を受ける必要があります。

ただし、規模、建物用途、地域によっては、建築確認申請が不要な場合もあります。

確認申請が不要な増築工事の場合であっても、建築基準法等の法令に適合しているものでなければ、建築することはできません。

建築確認申請が必要な場合、不要な場合であっても、建築工事(リフォームを含む)をする場合は、建築士に相談するようにお願い申し上げます。

問合せ先 出雲市都市建設部建築住宅課

TEL:0853-21-6740

FAX:0853-21-6594